

令和 7 年度事業計画

(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで)

活動の基本方針

公益社団法人に移行して、令和 7 年 3 月で 13 年が経過した。新しいルールのもとでの組織運営・事業活動はほぼ定着したものと捉えることができる。

そのうえで令和 7 年度は、これまでの歴史と実績を踏まえたうえで、「法人会の理念」である「オピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として積極的に各種事業活動に取り組んで行くことを基本方針とする。

また、そうした活動を一層充実したものにするためにも組織・財政基盤の確保、充実が必要となることから、引き続き基盤強化のための活動を展開して行くとともに、会員相互の交流を一層深め協力体制の確立をはかりつつ、以下に掲げる諸施策に取り組む方針である。

1 法人会の行う税知識の普及や納税意識の高揚に資する活動など各種事業への助成事業

新公益法人制度に基づき、全国の法人会とともに公益目的の諸事業に積極的に取り組むこととする。

全法連、県連と連携し、これらの諸事業を助成するための諸施策を実施する。

2 税をめぐる諸環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

(1) 税に関する研修・セミナー事業

税知識の一層の普及啓発に努めることとし、会員を含めた多くの一般市民を対象に税務に係る幅広い知識の普及や経営財務を取り巻く諸問題の改善を目的とした研修会やセミナーを開催する。研修教材についても、有効なものを選択し提供する。

(2) 講演会事業

政治・経済学者・ジャーナリスト等の、視点を変えた税制に関する考え方等を聞くことで、税知識を身近に感じる効果がある。都度、ニーズに即したテーマを決め広く参加者を募る。

(3) 税の啓発運動・租税教育事業

①一般市民、次世代を担う児童・生徒に税の仕組み等を理解してもらうため、租税教室の充実にも努める。これに資するため租税教育用教材等を全法連と連携し配布する。

②新発田税務署管内の小学校を対象に青年部・女性部による租税教室の開催を推進し、税

の絵はがきコンクールの応募作品を積極的に募集する。

③申告納税制度の一層の定着に資するため、消費税の「期限内納付」を周知する。

(4) 税に関する情報広報の充実

会員企業のみならず広く一般企業・市民に対し、改正税法や税務申告に関する情報の早期周知、および「e-Tax」の普及・定着及びキャッシュレス納付の利用拡大などの電子化にむけたPR活動等、社会全体のDX推進等の周知に努める。

(5) 税の調査研究（支援を含む）及び社会への提言活事業

国の財政再建と持続可能な社会保障制度を構築するための社会保障と税の一体改革は喫緊の課題である。さらに加速する少子高齢化やグローバル化などの社会構造の変化への対応等、山積する諸課題に広く対処する必要がある。

法人各社へ税に関するアンケートを実施し、その結果をもとに地域の担い手である中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとして建設的な提言を取りまとめ国会、地方議会、関係官庁へ提言を実施する。

(6) 企業の税務コンプライアンスの向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要であることから、国税庁・日税連・全法連の三者で作成したツール（自己点検チェックシート・ガイドブック）を活用し、企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組む。

3 地域の経済社会環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

(1) 講演会・セミナー等の開催事業

地域社会の活性化を目的に、会員及び市民を対象に、政治経済情報、健康情報、社会福祉的情報等の講演会や実務セミナーを開催する。

講師に関しては、行政関係者、医師、経営コンサルタント、芸術家等幅広い分野の専門家の中から選定する。

(2) 地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業

一般家庭で不要になった未使用タオル等を回収し、福祉・医療等の現場で利用してもらうことや、各地域において環境美化活動に取り組むことで、福祉問題や環境問題の改善に役立てる。具体的には地域社会貢献活動特別講演会開催時に未使用タオルを収集し、社会福祉協議会を通じて老人福祉施設や医療機関に寄贈し、利活用していただく。

4 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業

(1) 組織の充実・強化

法人会活動を充実させるためには、組織基盤強化が重要であることから、会員数の増加を目指す諸施策を実施する。「会員増強月間」を設定し、役員の率先した参画と

指導のもとに新規加入の推進を行うとともに退会防止策を講じる等、効果的な対応策を展開する。

法人会事務局のガバナンス強化、職員の資質向上を目途として全法連、県連主催の担当者会議等に積極的に参加する。

(2) 広報活動の充実

法人会の知名度向上・活動内容の周知・会員増強等に資する広報活動の取り組みは、ホームページの充実、ポスターの掲示や青年部会員・女性部会員を対象としてスタートしたアンケート調査システムの普及・活用に努める。

(3) 青年部・女性部の充実

- ① 青年部会活動の大きな柱である「租税教育活動」、「財政健全化のための健康経営プロジェクト事業」および「部会員増強運動」については、目標数値を設定のうえ、より積極的な展開を図る。
- ② 「女性部会のあり方（指針）」に沿って、部会員の資質向上と法人会活動の充実・活性化に努める。また、税の啓発活動として新発田税務署管内の小学生を対象とした「税の絵はがきコンクール」および「社会貢献活動」に積極的に取り組むとともに「食品ロス」削減への取り組みについて検討を行う。

(4) 法人会会員の福利厚生の向上に資する事業

会員企業の福利厚生に資するため、また法人会の財政基盤の安定化を図るため、福利厚生制度収入確保のための活動に注力する。

5 本会の組織を充実し、全法連・県連・友誼団体との連携強化

会員支援のために、異業種交流の一環として、会員間の情報交換や相互の親睦事業を行うほか、会員等に限定した研修会、講習会等の事業を行う。

6 本会の活動に関する諸官公庁との連携を図る事業

7 その他、本会の目的達成に必要な事業

以上